平成２６年（再イ）第８１号
埼玉県狭山市広瀬東１丁目10番11号
再生債務者　頓所　昭男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第８３号
埼玉県所沢市北中２丁目120番地の26
再生債務者　野口　泰央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第８４号
埼玉県所沢市北中２丁目120番地の26
再生債務者　野口　信子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４１号
千葉県四街道市下志津新田2545番地685
再生債務者　冨田　光一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第８号
石川県小松市長田町丁219番地
再生債務者　長澤津代志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（再イ）第８号
岐阜県飛騨市古川町殿町３番17号
再生債務者　杉原　幸晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
岐阜地方裁判所高山支部再生係

平成２６年（再イ）第４７号
静岡県藤枝市下当間703番地の１
再生債務者　久野　夏彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第２２号
静岡県富士市柚木123番地の14
再生債務者　加藤　亮子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第５５号
広島市南区上東雲町22番24―102号
再生債務者　村中　和浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月10日
広島地方裁判所民事第４部

高速道路工事完了公告

中日本高速道路株式会社公告第２号

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成27年３月20日　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
中央自動車道富士吉田線	東京都八王子市元八王子一丁目から東京都八王子市元八王子二丁目まで	改築工事	平成27年３月22日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成27年３月20日　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道天理吹田線	奈良県大和郡山市八条町	新設工事	平成27年３月21日

解散命令公告

滋賀県公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、またはその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年３月20日
滋賀県知事　三日月大造

別表

名称および主たる事務所の所在地	命令の要旨
近江特産農業協同組合 甲賀郡大野村大字市場285番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に滋賀県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、６箇月以内に滋賀県（訴訟において滋賀県を代表するのは滋賀県知事となります。）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分の取消しの訴えを提起することができる。